

平成 2 0 年度

行政監査結果報告書

北見市監査委員

平成 20 年度 行政監査結果報告書

1 . 監査のテーマ

「指定管理者による公の施設の管理・運営について」

2 . 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

3 . 監査の目的

少子高齢化が進む現代社会において、市民が健康で生きがいを持って生活する地域社会の構築は、主要な行政課題の 1 つであり、公の施設が果たす役割も大きいものがあります。

一方、公の施設の管理については、平成 15 年 9 月の地方自治法の改正で、従来の公共的団体等のほか、新たに民間事業者も加えることが可能となる指定管理者制度が創設され、「多様化する住民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図る」ことが可能となりました。

このことから、当市においても、本制度の導入に向けた条例の整備を行い、現在、129 施設が指定管理者による管理を行っていますが、これら施設に係る管理等が、適正かつ効率的・効果的に行なわれ、住民サービスの向上等に寄与しているかを検証し、管理・運営業務の改善に資することを目的として実施しました。

4 . 監査の対象

本監査では、次の各部局等で管理する該当施設のうち、抽出により下記の 14 施設について実施しました。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 市民環境部 | ・ 中央地区住民センター |
| (2) 保健福祉部 | ・ 北見市幸町高齢者福祉会館 |
| | ・ 豊地保育所 |

- | | |
|-------------|---|
| (3) 農林水産商工部 | ・大正住民センター
・北見勤労者総合福祉センター |
| (4) 都市建設部 | ・フラワーパラダイス |
| (5) 端野総合支所 | ・豊北農村生活センター |
| (6) 社会教育部 | ・北見市勤労青少年ホーム
・北見ハッカ記念館
・北見芸術文化ホール
・北網圏北見文化センター
・北見市民温水プール
・北見市常呂町カーリングホール
・北見市留辺蘂町八方台スキー場 |

5. 監査の着眼点

平成20年度の行政監査の実施に当たっては、監査の目的を踏まえ、着眼点を次のとおり定めました。

(1) 指定管理者の指定手続等の状況

指定管理者の選定及び指定手続きについて
協定書等の記載内容について
管理等経費の算定及び支出時期について

(2) 施設の利用状況と料金収納状況

平成18年度・平成19年度の利用状況について
平成18年度・平成19年度の料金収納状況について

(3) 施設の安全等の確保状況

各種設備等に係る法定点検、保守点検等の実施状況について
修繕等の対応と費用負担の明確化について
施設案内表示等の設置状況について

- (4) 施設の管理・運営状況
 - 業務の履行の確認について
 - 貸与備品等の管理状況について
 - 利用者・団体等への公聴対応について

6. 監査の方法

提出を求めた関係書類及び資料の審査と、必要に応じて実地調査を行うとともに、関係部局等の職員から説明を聴取して監査を行いました。

7. 監査の期間

平成 20 年 10 月 8 日から平成 21 年 3 月 3 日まで

8. 監査の結果

(1) 指定手続等に係る事項

当市では、公の施設を指定管理者が管理する場合に必要な手続については、北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 18 年条例第 63 号）で規定されていますが、今回の監査対象 14 施設については、指定管理者を公募で決定したものが 12 施設、非公募で決定したものが 2 施設となっており、いずれの施設の指定管理者も議会の議決を経て指定され、それぞれ市民に広報等で周知が行われていました。

また、市と指定管理者とは、公の施設の管理に関する協定書を締結し、協定書に基づく業務が実施されていますが、一連の指定手続や協定事項に係る基本的事項について、監査の着眼点を踏まえて監査を行った結果、次のような改善あるいは検討すべき事項が認められましたので申し上げます。

指定管理者の募集要綱の審査や選定については、「北見市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱」で、募集する施設毎に選定委員会を設置し、所定の審査を行なうことになっていますが、選定委員会を設置しないで指定管理者を選定していた施設がありました。

（豊地保育所）

特定の団体に限定されるような申請資格条件が付された取扱いがありました。

(大正住民センター)

指定管理者が行う業務に関して募集要綱と協定書との間に差異が認められたほか、休館日の規定が明記されていない施設がありました。

(中央地区住民センター)

管理費用の中で購入した備品の帰属が協定書で明記されていない施設がありました。

(豊地保育所)

損害賠償責任に関して指定管理者との責任分担が協定書で明確になっていませんでした。

(中央地区住民センター)

(大正住民センター)

(豊北農村生活センター)

(北見市留辺蘂町八方台スキー場)

日曜日が休館日となっている施設で、利用希望が多いため、指定管理者の判断で開館している事例があり、休館日の変更など、適切な処理が行われていませんでした。

(中央地区住民センター)

施設の老朽化に伴う臨時休館の日数が増加している施設もあることから、開館日数確保の観点からも、休館日の臨時開館など、弾力的対応の必要があります。

(北見市民温水プール)

施設に係る基準管理費用等については、「住民センター運営管理費用算定要領」に基づき積算することになっていますが、所要経費の積算根拠が結果として実績を認定する取扱いとなっていましたので、経費縮減の方向で基準等を見直す必要が認められました。

(中央地区住民センター)

施設の管理運営が、指定管理者と専用利用団体により行われていたほか、指定管理者に係る管理費用の積算では、業務実態に即した方法となっていないませんでしたので、管理の効率化と実態に即した管理費用の積算を行う必要があります。

(北見市幸町高齢者福祉会館)

施設の修繕に関して指定管理者との責任分担を明確にする必要が認められ、特に「小破修繕」は指定管理者において対応する規定が散見されたことから、金額等を示すなどの規定方法について検討する必要があります。

(中央地区住民センター)

(豊地保育所)

(大正住民センター)

(北見勤労者総合福祉センター)

(豊北農村生活センター)

(北見市留辺蘂町八方台スキー場)

(北見市勤労青少年ホーム)

(北見ハッカ記念館)

施設利用者の要望・意見を施設の管理・運営に反映させる取り組みについては、利用者協議会等の組織を設け、対応している施設もありましたが、全体としては、利用者からの直接的な苦情や要望・意見への対応に留まっていることから、今後、積極的な公聴活動に取り組む必要があります。

(2) 管理・運営状況に係る事項

指定管理者による公の施設の管理運営に当たっては、利用者サービスの向上と管理経費の縮減が求められているほか、施設利用者の安全の確保についても、十分配慮する必要があります。

このことから、施設を管理する担当課においては、随時、施設の安全と適正な利用の確認など、業務の履行状況を把握するとともに、収支決算や実績報告書についても、詳細な報告を求め、十分に確認を行い、認定する必要がありますが、以下、改善あるいは検討すべき事項が認められましたので申し上げます。

休館日に開館している日数が多いことや、剰余金の処理などで収支決算書の確認が不十分なこと、業務の履行状況にかかる点検事項の記載がないものなど実績報告に係る確認が十分行なわれていない中で、認定していました。

(中央地区住民センター)

休館日の規定がない中で、実態として休館日を設けていたほか、施設の目的外使用に係る適切な処理がなされていませんでした。

(北見市幸町高齢者福祉会館)

収支決算報告内容から、児童一人当たりの保育教材費や給食費が、年度で大きな差異が生じていることから、年度間の均衡にも配慮した対応の必要があります。

(豊地保育所)

施設設備等の多項目にわたる点検に係る実績報告について、内容の確認が十分行なわれない中で認定していました。

(北見市民温水プール)

指定管理者が行う業務の主要部分について第三者に委託している状況がありました。

(フラワーパラダイス)

指定管理者が行う業務の履行状況の確認が不十分と認められました。

(大正住民センター)

(北見勤労者総合福祉センター)

(北見芸術文化ホール)

(北網圏北見文化センター)

9 監査意見

以上、指定管理者制度を導入し、公の施設の管理・運営を行っている各施設の事務処理等の状況について、監査を行った結果について述べましたが、今後、本制度の運用に当たりましては、検証・検討すべき基本的事項も認められましたので申し上げます。

(1) 利用料金の設定について

現行の利用料金は、条例で規定されている料金を適用することとしていますが、今後、利用者サービスの向上や利用の増加を図る観点から、指定管理者において条例の範囲内で利用料金が設定できる対応について、検証・検討する必要が認められました。

(2) 利用料金の減免について

利用料金の減免の取扱いについては、監査対象とした施設で、1割から10割までの6段階（資料参照）の減免規定の中で、施設毎に条例で定めていますが、同一団体等が、使用する施設で適用される減免に差異が認められたほか、施設によっては、10割減免の利用者が全体の7割近くを占める施設もあることから、指定管理者により公の施設の管理運営を行うに当たっては、管理費用の縮減とともに利用拡大による料金収入の増加に向けた経営努力が求められ、その成果が享受できる制度の確立も必要と考えられます。また、受益者負担の公平性確保にも配慮して、現行の利用料金減免規定については、抜本的な見直しの検討を行う必要があります。

(3) 料金無料の施設について

施設の設置目的から、利用料金を無料としている施設がありますが、受益者負担の公平性の確保と公の施設の適正な管理を行うため、利用者に管理費用の一部負担を求める有料化（目的外使用を含む。）について、検討する必要があります。

(4) 施設等の営繕計画について

指定管理者により管理を行っている施設については、築後一定年数を経過し、施設や設備について老朽化が進んでいることから、利用者が安心して利用できる環境を維持し、提供することは施設設置者としての義務でもありますので、今後、早い時期に施設等の営繕計画を作成し、対

応していく必要があります。

(5) 利用料金収入及び管理費用の精算について

指定管理者による施設の管理・運営のうち、利用料金収入については、資料5ページに記載のとおり、当初収入予定額のみで精算しない扱いの他、不足額が生じた場合に全額補てんする扱いと、2分の1を補てんする取扱いをしています。

また、管理費用につきましては、当初予算額で固定して精算しない扱いと、過不足額を精算する取扱いをしています。

指定管理者制度では、原則当初に予定した収入金額及び費用の中で賅うことが望ましいとされていることから、現行の指定管理者の努力を促す考え方と、予定収入を下回ったときのリスク分散の考え方による精算方法について、検証・検討する必要があります。

(6) 公の施設の管理のあり方について

公の施設の管理を指定管理者制度に移行した施設の中には、利用の実態等から複数による管理が行われていたものや、利用が地域に限定されている施設などが認められました。

指定管理者制度は、公の施設の管理方法の一つではありますが、サービスの向上や管理費用の縮減が見込めない場合には、市の直営による管理や施設を普通財産に移管して、該当する地域や団体が責任を持って管理する方法など、効果的、効率的な対応についても検証し、検討する必要があります。

10 まとめ

今監査を通じまして、当市では、公の施設が多数設置されている中で、129施設が指定管理者により管理運営を行っていますが、いずれの施設も築後相当年数が経過し、設備も含めて老朽化が進んでいることから、今後、改築や大規模改修が必要となりますが、すでに人口も減少傾向となり、市税等の収入が減少する方向にある中で、現行施設を継続して維持していくのか、あるいは、他の施設との複合化や類似施設との統合など、施設配置のあり方と機能の複合化について検討する必要があります。

また、指定管理者制度の具体的な制度設計は自治体に委ねられていることが

らも、全庁的に統括管理する体制を整え、指定管理者による公の施設の管理を行う施設の範囲の検証や、指定管理者の指定手続きの徹底、利用料金収入や管理費用の適正な積算及び精算、協定書の内容や業務履行状況等の適切な確認など、指定管理者制度の導入目的を効果的・効率的に実現する対応が必要であります。

以上、個々の課題への適切な対応とともに、指定管理者との緊密な連携の下、指定管理者制度の効果的運用を図られ、市民福祉の向上に寄与されることを期待するものであります。

参 考 資 料

指定管理者施設一覧	1 ~ 3 P
施設の利用状況と料金収納状況	4 P
指定管理者に係る協定額の精算	5 P
利用料金の減免状況	6 P

指定管理者施設一覧

番号	監査対象	選定	担当部	担当課	施設名	指定管理者	指定の期間	利用料金制度
1		公募	市民環境部	市民活動課	美山地区住民センター	美山地区住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
2		公募	市民環境部	市民活動課	東地区住民センター	東地区住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
3		公募	市民環境部	市民活動課	緑地区住民センター	緑地区住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
4		公募	市民環境部	市民活動課	中央地区住民センター	中央地区住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
5		公募	市民環境部	市民活動課	北光地区住民センター	北光地区住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
6		公募	市民環境部	市民活動課	常盤地区住民センター	常盤地区住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
7		公募	市民環境部	市民活動課	高栄地区住民センター	高栄地区住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
8		公募	市民環境部	市民活動課	とん田地区住民センター	とん田地区住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
9		公募	市民環境部	市民活動課	南地区住民センター	南地区住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
10		公募	市民環境部	市民活動課	北地区住民センター	北地区住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
11		公募	市民環境部	市民活動課	上ところコミュニティプラザ	上ところコミュニティプラザ運営会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
12		公募	端野総合支所	市民環境課	緋牛内農村生活センター	緋牛内農村生活センター運営委員会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
13		公募	端野総合支所	市民環境課	一区生活センター	一区生活センター運営委員会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
14		公募	端野総合支所	市民環境課	二区生活センター	二区生活センター運営委員会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
15		公募	端野総合支所	市民環境課	屯田農村生活センター	屯田農村生活センター運営委員会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
16		公募	端野総合支所	市民環境課	川向文化センター	川向文化センター運営委員会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
17		公募	端野総合支所	市民環境課	豊北農村生活センター	豊北農村生活センター運営委員会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
18		公募	端野総合支所	市民環境課	北見市端野町高齢者コミュニティセンター	端野町高齢者コミュニティセンター運営委員会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
19		公募	端野総合支所	市民環境課	協和文化センター	協和文化センター運営委員会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
20		非公募	常呂総合支所	市民環境課	富丘地区高齢者コミュニティセンター	富丘町内会	H18.1.1 ~ H21.3.31	有
21		非公募	常呂総合支所	市民環境課	福山地区高齢者コミュニティセンター	福山町内会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
22		非公募	常呂総合支所	市民環境課	北見市日吉会館	日吉町内会	H18.1.1 ~ H21.3.31	有
23		非公募	常呂総合支所	市民環境課	北見市常呂町西町生活改善センター	西町町内会	H18.1.1 ~ H21.3.31	有
24		非公募	常呂総合支所	市民環境課	北見市豊川地域農村環境改善センター	豊川町内会	H18.1.1 ~ H21.3.31	有
25		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市総合福祉会館	社会福祉法人北見市社会福祉協議会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
26		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市公園町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
27		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市常盤町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
28		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市相内町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
29		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市東相内町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
30		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市上ところ高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
31		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市美里高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
32		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市幸町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
33		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市三輪高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
34		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市三楽町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
35		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市春光町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
36		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市山下町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
37		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市中ノ島町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
38		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市西富町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
39		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市美山町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
40		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市緑ヶ丘高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
41		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市寿町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
42		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市双葉町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
43		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市桜町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
44		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市清見町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
45		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市中央地区高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ

指定管理者施設一覧

番号	監査対象	選定	担当部	担当課	施設名	指定管理者	指定の期間	利用料金制度
46		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市東陵町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
47		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市北進町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
48		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市北光高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
49		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市栄町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
50		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市仁頃町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
51		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市常盤町南高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
52		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市田端町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
53		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市文京町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
54		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市北光南高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
55		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市美芳町高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
56		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市三輪西高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
57		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市北光東高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
58		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市三輪南高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
59		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市豊地高齢者福祉会館	北見市老人クラブ連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
60		公募	保健福祉部	社会福祉課	北見市高齢者文化館	北見陶芸同好会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
61		公募	保健福祉部	健康推進課	上とこ診療所	医療法人社団 煌生会	H17.1.6 ~ H27.1.5	有
62		非公募	保健福祉部	保育課	上仁頃みどり保育所	上仁頃みどり保育所運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
63		非公募	保健福祉部	保育課	開成保育所	開成保育所運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
64		非公募	保健福祉部	保育課	大正保育所	大正保育所運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
65		非公募	保健福祉部	保育課	豊地保育所	豊地保育所運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
66		非公募	保健福祉部	保育課	豊田保育所	豊田保育所運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
67		非公募	保健福祉部	保育課	若松保育所	若松保育所運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
68		非公募	保健福祉部	保育課	日吉保育所	日吉保育所運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
69		公募	常呂総合支所	保健福祉課	北見市老人いこいの家	社会福祉法人北見市社会福祉協議会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
70		公募	端野総合支所	保健福祉課	北見市立端野デイサービスセンター	社会福祉法人北見市社会福祉協議会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
71		公募	農林水産商工部	商業労政課	北見市働く婦人の家	(財)北見市勤労者福祉サービスセンター	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
72		公募	農林水産商工部	商業労政課	北見中高齢労働者福祉センター	(社)北見市シルバー人材センター	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
73		公募	農林水産商工部	商業労政課	北見勤労者総合福祉センター	(財)北見市勤労者福祉サービスセンター	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
74		公募	農林水産商工部	産業振興課	北見市工業技術センター	(社)北見工業技術センター運営協会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
75		公募	農林水産商工部	観光コンベンション課	北見ファミリーランド	(株)北見都市施設管理公社	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
76		公募	農林水産商工部	観光コンベンション課	自然休養村センター等施設	(株)北見都市施設管理公社	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
77		公募	農林水産商工部	農務課	西地区住民センター	北見市三輪連合町内会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
78		公募	農林水産商工部	農務課	小泉住民センター	小泉農事連合会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
79		公募	農林水産商工部	農務課	上仁頃住民センター	上仁頃住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
80		公募	農林水産商工部	農務課	東相内住民センター	東相内住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
81		公募	農林水産商工部	農務課	上とこ住民センター	上とこ住民センター運営会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
82		公募	農林水産商工部	農務課	川東住民センター	川東住民センター管理運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
83		公募	農林水産商工部	農務課	仁頃住民センター	北見市仁頃住民センター運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
84		公募	農林水産商工部	農務課	豊田住民センター	豊田連合町内会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
85		公募	農林水産商工部	農務課	大正住民センター	北見市大正連合町内会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
86		公募	農林水産商工部	農務課	西相内多目的地域会館	西相内多目的地域会館運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
87		公募	農林水産商工部	農務課	北見田園空間情報センター	北見観光協会	H18.10.1 ~ H22.3.31	有
88		公募	端野総合支所	産業課	北見市端野町グリーンクアパーク	(株)北見都市施設管理公社	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
89		公募	端野総合支所	産業課	北見市端野町物産センター	端野町商工会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
90		公募	端野総合支所	産業課	端野町石倉公園	端野町商工会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有

指定管理者施設一覧

番号	監査対象	選定	担当部	担当課	施設名	指定管理者	指定の期間	利用料金制度
91		公募	農林水産商工部	農務課	北見市端野町農業振興センター	端野町商工会	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
92		非公募	常呂総合支所	産業課	サロマ湖ワッカネイチャーセンター	(有)常呂総合サービス	H18.4.1 ~ H21.3.31	有
93		非公募	常呂総合支所	産業課	北見市常呂町手工芸の館	(株)陶芸ハウスところ	H18.4.1 ~ H21.3.31	有
94		非公募	常呂総合支所	産業課	北見市常呂森林公園	(有)常呂総合サービス	H18.4.1 ~ H21.3.31	有
95		非公募	留辺蘂総合支所	産業課	道の駅おんねゆ温泉	(株)留辺蘂町振興開発公社	H17.11.1 ~ H21.3.31	有
96		公募	留辺蘂総合支所	産業課	北見市おんねゆ温泉農業交流センター	おんねゆ温泉観光協会	H19.1.30 ~ H22.3.31	有
97		非公募	農林水産商工部	農務課	北見市営花園牧場	花園牧野利用組合	H18.2.1 ~ H21.3.31	有
98		非公募	農林水産商工部	農務課	北見市営大和牧場	温根湯牧野利用組合	H18.2.1 ~ H21.3.31	有
99		公募	都市建設部	公園緑地課	仁頃はっか公園	仁頃香りの会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
100		公募	都市建設部	公園緑地課	仁頃森林公園	仁頃香りの会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
101		公募	都市建設部	公園緑地課	富里湖森林公園	北見広域森林組合	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
102		公募	都市建設部	公園緑地課	緑ヶ丘森林公園	北見広域森林組合	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
103		公募	都市建設部	公園緑地課	南丘森林公園	北見広域森林組合	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
104		公募	都市建設部	公園緑地課	北見市フラワーパラダイス	(株)北見都市施設管理公社	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
105		公募	社会教育部	スポーツ課	北見市立体育センター	(財)北見市体育協会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
106		公募	社会教育部	スポーツ課	北見市東地区市民トレーニングセンター	(財)北見市体育協会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
107		公募	社会教育部	スポーツ課	北見市南地区市民トレーニングセンター	(財)北見市体育協会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
108		公募	社会教育部	スポーツ課	北見市北地区市民トレーニングセンター	(財)北見市体育協会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
109		公募	社会教育部	スポーツ課	北見市小泉地区市民トレーニングセンター	(財)北見市体育協会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
110		公募	社会教育部	スポーツ課	北見市相内地区市民トレーニングセンター	(財)北見市体育協会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
111		公募	社会教育部	スポーツ課	北見市上ところ地区市民トレーニングセンター	(財)北見市体育協会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
112		公募	社会教育部	スポーツ課	北見モイワスポーツワールド	(株)北見都市施設管理公社	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
113		公募	社会教育部	スポーツ課	北見市東陵公園	東京美装興業(株)北見支店	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
114		公募	社会教育部	スポーツ課	北見市民温水プール	東京美装興業(株)北見支店	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
115		公募	社会教育部	事業推進課	開成ふるさと工芸館	開成ふるさと工芸館運営委員会	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
116		公募	社会教育部	事業推進課	北見市勤労青少年ホーム	(株)北見教材厚生部	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
117		公募	社会教育部	事業推進課	ピアソン記念館	NPO法人ピアソン会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
118		公募	社会教育部	事業推進課	北見ハッカ記念館	北見観光協会	H19.4.1 ~ H22.3.31	ナシ
119		公募	社会教育部	事業推進課	北見市民会館	協同組合 日専連北見	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
120		公募	社会教育部	事業推進課	北見芸術文化ホール	協同組合 日専連北見	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
121		公募	社会教育部	事業推進課	北網圏北見文化センター	オホーツク美装興業(株)	H20.4.1 ~ H23.3.31	有
122		非公募	常呂教育事務所	生涯学習課	北見市常呂町健康温水プール	(有)常呂総合サービス	H18.3.1 ~ H21.3.31	有
123		公募	常呂教育事務所	生涯学習課	北見市常呂町カーリングホール	NPO法人常呂カーリング倶楽部	H19.4.1 ~ H22.3.31	有
124		非公募	社会教育部	事業推進課	北見市常呂町郷土資料館	富丘町内会	H18.2.1 ~ H21.3.31	ナシ
125		非公募	留辺蘂教育事務所	生涯学習課	北見市留辺蘂町八方台スキー場	(株)留辺蘂町振興開発公社	H17.11.1 ~ H21.3.31	有
126		非公募	留辺蘂教育事務所	生涯学習課	北見市留辺蘂町体育館	(株)留辺蘂町振興開発公社	H18.2.1 ~ H21.3.31	有
127		非公募	留辺蘂教育事務所	生涯学習課	北見市留辺蘂町弓道館	(株)留辺蘂町振興開発公社	H18.2.1 ~ H21.3.31	有
128		非公募	留辺蘂教育事務所	生涯学習課	北見市旭運動公園(総合グラウンドを含む)	(株)留辺蘂町振興開発公社	H18.2.1 ~ H21.3.31	有
129		非公募	留辺蘂教育事務所	生涯学習課	北見市留辺蘂町八方台森林公園	(株)留辺蘂町振興開発公社	H18.2.1 ~ H21.3.31	有

施設の利用状況と料金収納状況

施設名	年度別		利用状況		料金収納状況	
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
中央地区住民センター	993人	943人	2,185,940円	2,919,400円		
北見市幸町高齢者福祉会館	5,400人	5,062人	——	——		
豊地保育所	注) 20人	15人	——	——		
大正住民センター	3,539人	3,243人	814,938円	906,036円		
北見勤労者総合福祉センター	69,525人	66,408人	5,820,020円	6,135,420円		
フラワーパラダイス	19,319人	20,107人	——	——		
豊北農村生活センター	1,970人	2,903人	223,600円	618,000円		
北見市常呂町カーリングホール	13,827人	13,731人	2,021,400円	2,458,650円		
北見市留辺蘂町八方台スキー場	154,288人	159,236人	6,852,070円	7,227,170円		
北見市勤労青少年ホーム	35,480人	35,092人	687,930円	716,620円		
北見ハッカ記念館	19,384人	20,382人	——	——		
北見芸術文化ホール	160,977人	159,662人	38,181,012円	37,663,791円		
北網圏北見文化センター	44,192人	50,134人	2,819,857円	2,040,239円		
北見市民温水プール	77,725人	68,455人	7,817,380円	6,268,290円		

注) 豊地保育所の人員は、各年度4月1日現在の数です。

指定管理者に係る協定額の精算

(1) 利用料金収入の精算

不足額の全額補てん		不足額の1/2補てん		その他
施設名	(当年度・翌年度)	施設名	(当年度・翌年度)	
1 中央地区住民センター	当年度	5 北見勤労者総合福祉センター	翌年度	9 北見市留辺蘂町 八方台スキー場 (精算を行わない)
4 大正住民センター	当年度	8 北見市常呂町カーリングホール	翌年度	
7 豊北農村生活センター	当年度	10 北見市勤労青少年ホーム	翌年度	
		12 北見芸術文化ホール	翌年度	
		13 北網圏北見文化センター	翌年度	
		14 北見市民温水プール	翌年度	

(注) 上記 5、8、10、12、13、14 の6施設については、3年目の過不足額は、精算しない扱いとなっている。

(2) 管理費用の精算

協定額を固定し精算なしの取扱い	協定額の過不足額を精算する取扱い	その他
施設名	施設名	
2 北見市幸町高齢者福祉会館	1 中央地区住民センター	
5 北見勤労者総合福祉センター	3 豊地保育所	
6 フラワーパラダイス	4 大正住民センター	
8 北見市常呂町カーリングホール	7 豊北農村生活センター	
9 北見市留辺蘂町八方台スキー場		
10 北見市勤労青少年ホーム		
11 北見ハッカ記念館		
12 北見芸術文化ホール		
13 北網圏北見文化センター		
14 北見市民温水プール		

利用料金の減免の状況

施設名	利用料金の有無	減免割合					
		全額	8割	5割	3割	2割	1割
1 中央地区 住民センター			-	-		-	-
2 北見市幸町高齢者 福祉会館	-	-	-	-	-	-	-
3 豊地保育所		-	-	-	-	-	-
4 大正住民 センター			-	-		-	-
5 北見勤労者 総合福祉センター			-				-
6 フラワーパラダイス	-	-	-	-	-	-	-
7 豊北農村 生活センター			-			-	-
8 北見市常呂町 カーリングホール					-	-	-
9 北見市留辺蘂町 八方台スキー場			-		-		
10 北見市勤労青少年 ホーム			-		-		-
11 北見ハッカ記念館	-	-	-	-	-	-	-
12 北見芸術 文化ホール		-	-				-
13 北網圏北見 文化センター			-				-
14 北見市民温水 プール			-		-		-

(注) 豊地保育所については、保育料として直接市が収納しています。

監査の結果に基づき講じた措置(平成21年10月26日公表)

次のとおり市長から、平成20年度行政監査結果に基づく措置の通知がありました。

1. 監査指摘事項について

指定管理者の指定に関する事務処理について、北見市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱の改正及び同要綱の取扱いに係る解説及び留意事項を付記するほか、指定管理者制度運用の手引き(取扱説明と様式例)を作成し、適正な事務処理の徹底を図る。

(1) 指定手続等に係る事項

指摘事項	指定管理者の募集要綱の審査や選定については、「北見市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱」で、募集する施設毎に選定委員会を設置し、所定の審査を行なうことになっていますが、選定委員会を設置しないで指定管理者を選定していた施設がありました。(豊地保育所)
対応	選定委員会は、公募又は非公募を問わず、設置し、選定の公正性や客観性を確保することを徹底する。

指摘事項	特定の団体に限定されるような申請資格条件が付された取扱いがありました。(大正住民センター)
対応	企業・団体の幅広い参入を促進するという指定管理者制度の趣旨から、指定管理者を公募する場合は、申請資格を必要最小限のものとし、申請者が限定される「団体の構成員の過半数が、地域に居住する住民であること。」という申請資格条件は、付さないこととする。

指摘事項	指定管理者が行う業務に関して募集要綱と協定書との間に差異が認められたほか、休館日の規定が明記されていない施設がありました。(中央地区住民センター)
対応	標準となる管理業務協定書及び管理業務仕様書を示し、指定管理者の業務内容を明確にする。

指摘事項	管理費用の中で購入した備品の帰属が協定書で明記されていない施設がありました。(豊地保育所)
対応	備品の帰属については、管理業務仕様書に明示する事項とし、標準となる管理業務仕様書を示すことで備品の帰属を明確にする。

指摘事項	損害賠償責任に関して指定管理者との責任分担が協定書で明確になっていませんでした。(中央地区住民センター)(大正住民センター)(豊北農村生活センター)(北見市留辺蘂町八方台スキー場)
対応	損害賠償責任については、標準となる管理業務協定書と基本的なリスク分担表を示し、責任分担を明らかにする。

指摘事項	日曜日が休館日となっている施設で、利用希望が多いため、指定管理者の判断で開館している事例があり、休館日の変更など、適切な処理が行われていませんでした。(中央地区住民センター)
対応	施設の設置条例においては、指定管理者は、市長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができることとなっているが、承認の手続きを徹底するとともに、休館日の開館が常態化しないよう指導する。

指摘事項	施設の老朽化に伴う臨時休館の日数が増加している施設もあることから、開館日数確保の観点からも、休館日の臨時開館など、弾力的対応の必要があります。(北見市民温水プール)
対応	施設の老朽化などにより、臨時休館の日数が増加した場合などにおける施設の利用機会の確保について、その対応を検討する。

指摘事項	施設に係る基準管理費用等については、「住民センター運営管理費用算定要領」に基づき積算することになっていますが、所要経費の積算根拠が結果として実績を認定する取扱いとなっていましたので、経費縮減の方向で基準等を見直す必要が認められました。(中央地区住民センター)
対応	施設の基準管理費用の適切な積算を図る。

指摘事項	施設の管理運営が、指定管理者と専用利用団体により行われていたほか、指定管理者に係る管理費用の積算では、業務実態に即した方法となっていないので、管理の効率化と実態に即した管理費用の積算を行う必要があります。(北見市幸町高齢者福祉会館)
対応	指定管理者による適切な施設の管理運営と施設の基準管理費用の適切な積算を図る。

指摘事項	施設の修繕に関して指定管理者との責任分担を明確にする必要が認められ、特に「少破修繕」は指定管理者において対応する規定が散見されたことから、金額等を示すなどの規定方法について検討する必要があります。(中央地区住民センター)(豊地保育所)(大正住民センター)(北見勤労者総合福祉センター)(豊北農村生活センター)(北見市留辺蘂町八方台スキー場)(北見市勤労青少年ホーム)(北見ハッカ記念館)
対応	施設の修繕費用の責任分担については、基本的なリスク分担表を示し、管理業務仕様書に明示する。

指摘事項	施設利用者の要望・意見を施設の管理・運営に反映させる取り組みについては、利用者協議会等の組織を設け、対応している施設もありましたが、全体としては、利用者からの直接的な苦情や要望・意見への対応に留まっていることから、今後、積極的な公聴活動に取り組む必要があります。
対応	施設の市民ニーズの把握については、積極的な公聴活動に取り組む。

(2) 管理・運営状況に係る事項

指摘事項	休館日に開館している日数が多いことや、剰余金の処理などで収支決算書の確認が不十分なこと、業務の履行状況にかかる点検事項の記載がないものなど実績報告に係る確認が十分行なわれていない中で、認定していました。 (中央地区住民センター)
対応	施設管理の適正を期するため、管理業務及び経理状況について、実施状況報告書による定期的なモニタリング(業務監視)を実施する。

指摘事項	休館日の規定がない中で、実態として休館日を設けていたほか、施設の目的外使用に係る適切な処理がなされていませんでした。(北見市幸町高齢者福祉会館)
対応	指定管理者による適切な管理運営を徹底する。

指摘事項	収支決算報告内容から、児童一人当たりの保育教材費や給食費が、年度で大きな差異が生じていることから、年度間の均衡にも配慮した対応の必要があります。 (豊地保育所)
対応	保育教材費や給食費について、年度間の不均衡が生じないよう改善する。

指摘事項	施設設備等の多項目にわたる点検に係る実績報告について、内容の確認が十分行なわれない中で認定していました。(北見市民温水プール)
対応	施設管理の適正を期するため、管理業務及び経理状況について、実施状況報告書による定期的なモニタリング(業務監視)を実施する。

指摘事項	指定管理者が行う業務の主要部分について第三者に委託している状況がありました。(フラワーパラダイス)
対応	管理業務の第三者への委託については、主要な管理業務(管理業務の主体的な部分)の再委託の禁止を徹底する。

指摘事項	指定管理者が行う業務の履行状況の確認が不十分と認められました。 (大正住民センター)(北見勤労者総合福祉センター)(北見芸術文化ホール)(北網圏北見文化センター)
対応	施設管理の適正を期するため、管理業務及び経理状況について、実施状況報告書による定期的なモニタリング(業務監視)を実施する。

2. 監査意見について

(1) 利用料金の設定について

意見内容	現行の利用料金は、条例で規定されている料金を適用することとしていますが、今後、利用者サービスの向上や利用の増加を図る観点から、指定管理者において条例の範囲内で利用料金が設定できる対応について、検証・検討する必要が認められました。
対応	指定管理者の主体性を認め、機動的、弾力的な料金決定を可能とする「承認利用料金制度」の導入については、現行の指定管理者制度の十分な検証を進める中で、検討する。

(2) 利用料金の減免について

意見内容	利用料金の減免の取扱いについては、監査対象とした施設で、1割から10割までの6段階の減免規定の中で、施設毎に条例で定めていますが、同一団体等が、使用する施設で適用される減免に差異が認められたほか、施設によっては、10割減免の利用者が全体の7割近くを占める施設もあることから、指定管理者により公の施設の管理運営を行うに当たっては、管理費用の縮減とともに利用拡大による料金収入の増加に向けた経営努力が求められ、その成果が享受できる制度の確立も必要と考えられます。また、受益者負担の公平性確保にも配慮して、現行の利用料金減免規定については、抜本的な見直しの検討を行う必要があります。
対応	利用料金の減免の取扱いについては、財政健全化計画における「使用料・手数料等の見直し」の取り組みの中で、検討する。

(3) 料金無料の施設について

意見内容	施設の設置目的から、利用料金を無料としている施設がありますが、受益者負担の公平性の確保と公の施設の適正な管理を行うため、利用者に管理費用の一部負担を求める有料化(目的外使用を含む。)について、検討する必要があります。
対応	料金無料施設の有料化については、財政健全化計画における「使用料・手数料等の見直し」の取り組み中で、検討する。

(4) 施設等の営繕計画について

意見内容	指定管理者により管理を行っている施設については、築後一定年数を経過し、施設や設備について老朽化が進んでいることから、利用者が安心して利用できる環境を維持し、提供することは施設設置者としての義務でもありますので、今後、早い時期に施設等の営繕計画を作成し、対応していく必要があります。
対応	指定管理施設の営繕計画については、平成21年2月に策定された「北見市公共施設営繕計画に関する基本方針」に基づき、施設ごとの営繕計画を策定し、計画的に取り組む。

(5) 利用料金収入及び管理費用の精算について

意見内容	<p>指定管理者による施設の管理・運営のうち、利用料金収入については、当初収入予定額のまま精算しない扱いの他、不足額が生じた場合に全額補てんする扱いと、2分の1を補てんする取扱いをしています。また、管理費用につきましては、当初予算額で固定して精算しない扱いと、過不足額を精算する取扱いをしています。</p> <p>指定管理者制度では、原則当初に予定した収入金額及び費用の中で賄うことが望ましいとされていることから、現行の指定管理者の努力を促す考え方と、予定収入を下回ったときのリスク分散の考え方による精算方法について、検証・検討する必要があります。</p>
対応	<p>利用料金収入及び管理費用の精算については、2分の1を精算する取扱いと過不足額を精算する取扱いに徹底する。また、精算のあり方については、指定管理者制度導入の目的に照らし、指定管理者のモチベーションの維持と利用料金収入の増減によるリスク分散について、現行の指定管理者制度の十分な検証を進める中で、検討する。</p>

(6) 公の施設の管理のあり方について

意見内容	<p>公の施設の管理を指定管理者制度に移行した施設の中には、利用の実態等から複数による管理が行われていたものや、利用が地域に限定されている施設などが認められました。指定管理者制度は、公の施設の管理方法の一つですが、サービスの向上や管理費用の縮減が見込めない場合には、市の直営による管理や施設を普通財産に移管して、該当する地域や団体が責任を持って管理する方法など、効果的、効率的な対応についても検証し、検討する必要があります。</p>
対応	<p>公の施設の管理のあり方については、施設の目的、性質に照らし、市民サービスの向上や管理経費の縮減の視点から、より効果的、効率的な管理方法について、現行の指定管理者制度の十分な検証を進める中で、検討する。</p>

3. 監査意見のまとめ

	<p>各施設が築後相当年数を経過し、設備も含め老朽化が進んでいることから、今後の改築や改修の必要性がある反面、人口減少と市税等収入が減少する傾向にある行政状況においては、現行施設を継続して維持するのか、あるいは、施設の複合化や類似施設の統合など、施設配置のあり方と機能の複合化について検討する必要がある。</p>
	<p>指定管理者制度の具体的な制度設計は自治体に委ねられていることから、全庁的に統括管理する体制を整え、指定管理者による公の施設の管理を行う施設の範囲の検証や指定管理者の指定手続きの徹底、利用料金収入や管理費用の適正な積算及び精算、協定書の内容や業務履行状況等の適切な確認など、指定管理者制度の導入目的を効果的・効率的に実現する対応が必要である。</p>
対応	<p>施設配置のあり方と機能の複合化については、財政健全化計画における「公共施設の見直し」に取り組む中で検討する。</p> <p>また、指定管理者制度の運用については、同制度を効果的・効率的に運用するため、同制度を統括する総務部と各施設の所管部署が連携を密にし、適正な事務処理を徹底するとともに、同制度のより一層の適正・円滑な運用について、検証・検討を進める。</p>